都道府県	区分			合計
	事務用	住宅用	区分なし	
合計				
参考事項				

［注１・２　略］

３　契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。

［４～６　略］

７　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

［８　略］

様式第３（第２条第１項関係）

［第１表　略］

第２表

［表略］

［注１～８　略］

９　基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス又はＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者が、付加的役務としてこれらの役務に係る契約を締結することなく提供することができない携帯電話サービスを提供している場合であつて、当該電気通信事業者に当該携帯電話サービスの提供の用に供する卸電気通信役務を提供しているときは、「参考事項」の項に当該付加的役務の契約数の合計数及び卸先事業者名を記載すること。

10　注９に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

11　［略］

12　［略］

13　［略］

都道府県	単位料金区域	区分				合計
		事務用	住宅用	区分なし	小計	
合計						
参考事項						

［注１・２　同左］

３　契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、単位料金区域ごとに「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。

［４～６　同左］

７　記載する都道府県及び単位料金区域の数に応じ、項を適宜増減すること。

［８　同左］

様式第３（第２条第１項関係）

［第１表　同左］

第２表

［表同左］

［注１～８　同左］

［新設］

９　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10　［同左］

11　［同左］

12　［同左］